

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、A市所在のB会社の電気工として就労していた。

請求人は、平成〇年〇月〇日、Aに所在する美容院の地下1階電気室の改修工事に向かうために階段を降りていたところ、階段の途中で転倒し、頭や上半身を打って負傷した（以下「本件災害」という。）。請求人は、C外科病院に救急搬送され、「後頭部、右肩肘打撲挫創、外傷性頸椎症、頭部外傷第三型、脳底骨折、急性硬膜外血腫、第二頸椎棘突起骨折」と診断された。請求人は、その後療養を続け、平成〇年〇月〇日治ゆ（症状固定）した。請求人は、治ゆ後、障害が残存するとして、監督署長に障害補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に残存する障害の程度は労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級（以下「障害等級」という。）第8級に該当するものと認め、同等級に応ずる障害補償給付を支給する旨の処分をした。

また、請求人は平成〇年〇月〇日、D病院に受診し、「脊髄小脳変性症」（以下「本件疾病」という。）と診断された。請求人は、平成〇年〇月〇日付けで、E医療センター医師の証明により、本件疾病は本件災害の受傷の後遺症であるとして、監督署長に対し平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までの期間に係る休業補償給付を請求したところ、監督署長は、本件疾病は業務上の理由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

（略）

第4 争点

本件の争点は、請求人に発症した本件疾病が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

（略）

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会的事実の認定

（略）

2 当審査会の判断

(1) 請求人は、本件疾病が自然の経過を超えて増悪したのは、本件災害で受傷した「急性硬膜外血腫」が原因であると主張しているため、本件災害による外傷と本件疾病との因果関係について、以下検討する。

F医師は、平成〇年〇月〇日労働基準監督署受付の意見書において、「外傷と本件疾病との因果関係は無いと考えられる。」旨述べており、また、G医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、「一般的には、外傷によって脊髄小脳変性症は発症しないもので、また、外傷により小脳は変性しないことから、本件災害と本件疾病の因果関係は医学的に認められない。」旨述べている。さらに、H医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、要旨、「外傷と本件疾病発症との関連はないと考える。外傷によって本件疾病が自然進行を超えるような増悪を引き起こしたとは考えられない。」と述べている。

いずれの医師も、本件災害と本件疾病との医学的因果関係を否定しているところ、当審査会としても、請求人の症状経過、医師の意見等に鑑み、本件災害による外傷と本件疾病との相当因果関係は認められないものと判断する。

(2) なお、請求人は、本件災害という強い心理的負荷により、精神障害を発病した旨主張しているが、本件における記録を精査するも、請求人が本件災害により精神障害を発病したという事実は確認できない。仮に、請求人の主張を前提としたとしても、そもそも、本件疾病は、「心理的負荷による精神障害の認定基準について(平成23年12月26日基発1226第1号)」の対象となる精神障害には該当しないものであることから、請求人の主張は採用することができない。

3 以上のとおりであるので、請求人に発症した本件疾病は業務上の事由によるものとは認められず、監督署長が請求人に対してした休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。